

令和5年教育委員会 第3回定例会

1 日 時 令和5年3月30日(木) 13時30分開会 15時40分閉会

2 場 所 教育委員会庁舎1階 第1会議室

3 出席委員	教育長	林 秀 樹
	教育委員	小 澤 倭文夫
	教育委員	荒 田 純 司
	教育委員	常 見 幸 司
	教育委員	黒 田 仁 美

4 欠席委員 なし

5 出席職員	教育部長	薄 井 洋 仁
	教育部次長	鈴 木 健 介
	学校教育支援室長	大 山 倫 生
	学校教育支援室主幹 (教育課程・研修担当)	菊 野 幸 治
	学校教育支援室主幹 (生徒指導・特別支援担当)	谷 口 剛
	学校教育支援室主幹 (学務担当)	吉 田 健 一
	生涯学習課長	山 澤 亮 司
	学校給食センター所長	山 廣 伸 幸
	教育総務課総務課長	森 田 裕 規
	教育総務課総務係長	松 本 義 雄
	教育総務課総務係	藤 原 博 貴

6 傍聴人 なし

7 議 題

議案第1号 小樽市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則案

議案第2号 小樽市教育委員会の所管に係る小樽市死者情報の開示等に関する条例施行規則案

議案第3号 小樽市教育委員会の所管に係る小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令の一部を改正する訓令案

議案第4号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第5号 小樽市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則案

議案第6号 小樽市教育委員会職員の任免等の発令に関する訓令及び小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令案

報告第1号 令和5年度学校給食費について

- 報告第2号 令和4年度小中学校卒業式の状況について
報告第3号 令和5年度小樽市教育委員会研修プログラム等について
報告第4号 令和5年度指定校等の状況について
報告第5号 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について
報告第6号 重要文化財旧日本郵船株小樽支店保存修理工事の進捗状況について
報告第7号 銀鱗荘の国登録有形文化財（建造物）登録について
報告第8号 令和4年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について
報告第9号 小中学校女子トイレ内への生理用品の配置について
報告第10号 教職員の人事異動について
報告第11号 令和4年度小樽市一般会計補正予算に係る意見の申出（臨時代理）について
報告第12号 中学校における部活動について
その他 寄附採納について

8 議 事

教育長 ただ今から、教育委員会第3回定例会を開会いたします。
本日の会議の議事録署名委員に、常見幸司委員を指名させていただきます。
また、議案第1号「小樽市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則案」、議案第2号「小樽市教育委員会の所管に係る小樽市死者情報の開示等に関する条例施行規則案」及び議案第3号「小樽市教育委員会の所管に係る小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令の一部を改正する訓令案」については、同一趣旨の規則案のため、まとめて審議していただきたいと思いますが、それではよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

教育長 では、そのように進めさせていただきます。
換気のためにも、適宜、休憩を入れたいと考えております。
また、事務局から追加提案の申し出がありますので、説明をお願いします。

事務局 追加提案したい議案が2件ございますので、資料を配布させていただきます。
（資料配布）

ただ今資料をお配りいたしました、議案第5号「小樽市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則案」及び議案第6号「小樽市教育委員会職員の任免等の発令に関する訓令及び小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令案」を追加していただきたくお諮り願います。

教育長 それでは、事務局から説明があったとおり、議案第5号「小樽市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則案」及び議案第6号「小樽市教育委員会職員の任免等の発令に関する訓令及び小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正す

る訓令案」を追加することとし、同一趣旨の規則改正のため、最後にまとめて審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 それでは、「議案第1号 小樽市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則案」、「議案第2号 小樽市教育委員会の所管に係る小樽市死者情報の開示等に関する条例施行規則案」及び「議案第3号 小樽市教育委員会の所管に係る小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令の一部を改正する訓令案」の説明をお願いします。

議案第1号 小樽市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則案

議案第2号 小樽市教育委員会の所管に係る小樽市死者情報の開示等に関する条例施行規則案

議案第3号 小樽市教育委員会の所管に係る小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令の一部を改正する訓令案

教育総務課長 「議案第1号 小樽市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則案」、「議案第2号 小樽市教育委員会の所管に係る小樽市死者情報の開示等に関する条例施行規則案」及び「議案第3号 小樽市教育委員会の所管に係る小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令の一部を改正する訓令案」を一括して御説明させていただきます。

これらの規則等を改正した理由ですが、議案第1号の資料の3ページ目を御覧ください。個人情報保護法の地方公共団体の適用についての説明となっております。

現在、小樽市などの地方公共団体の個人情報の保護や情報公開の制度体系は、中ほどに図がございますが、左側の現行というところでお示ししているとおり、個人情報保護条例によって規定されておりました。

これが、図の矢印の右側にあるとおり、民間事業者の制度と国も含めて一本化されます。

これにより、地方公共団体の個人情報についても個人情報保護法によって必要な事項が規定されることとなり、個人情報保護条例は廃止となりました。

また、下に「2 関係条例の制定改廃」とタイトルがありますが、法律の施行条例として、小樽市が改めて令和4年12月に制定をしております。

定めた主な事項は、資料の①から⑤のとおりとなっておりますが、現在の制度と大きな変更点はありません。

次のページの(3)を御覧ください。

議案第2号と関わりますが、従来の個人情報保護条例は、死者の情報も同様に扱うとしておりましたが、個人情報保護法は、死者の情報は個人情報に含めておらず、小樽市の実務としてこれまでと同様の取扱いを行うために、死者情報についての条例を新たに制定しております。

その下段の「3 各規則の制定」とありますが、市は個人情報保護法施行細則、死者情報の開示等に関する条例の施行規則、小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令の一部を改正する訓令を改正しております。

なお、市の規則や今回の定例会の議案第1号は細則、議案第2号は規則という名称ですが、これはどちらも法令上の形式としては教育委員会規則となります。

ただ、法律の下に法令を作って、様々なものを規定する場合、内閣が定める政令としては施行令、各省庁が定める法令を省令と言いますが、こちらの名称が施行規則となりますので、この省令との混同を避けるため、市町村が法律の細かな取扱いを定める場合は規則ではなく細則とし、今回ですと個人情報保護法施行細則という名称になるのが慣例となっております。

一方、議案第2号はあくまでも条例の下に作る法令である教育委員会規則でありますので、死者情報の開示等に関する条例施行規則という名称になります。

規則等の具体的な内容についてそれぞれ議案等に沿って説明をさせていただきます。

まず、議案第1号ですが、資料の1ページ目にお戻りください。

こちらは、内容については、法律の施行については、条例と市の規則の例によるとしており、市長部局と同じ取扱いとすると規定しております。

また、施行は4月1日から従来あった教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則は廃止するとしています。

次に議案第2号を御覧ください。

こちらも議案第1号と同様に小樽市の取扱いと同様とするという規定をしております。

最後に議案第3号ですが、2ページ目の新旧対称表を御覧ください。

まず、訓令の題名を御覧のとおり変更しております。

また、個人情報保護条例から引用していた部分が個人情報保護法から引用することと変更しております。

全体として個人情報保護、情報公開制度が大きく変更することはありませんが、制度が変わるため、規則等の変更が生じております。

以上について、御審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「議案第4号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案」の説明をお願いします。

議案第4号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案

教育総務課長 「議案第4号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案」について御説明いたします。

小樽市立学校管理規則は、小中学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正かつ円滑な運営を図ることを目的としております。

まず3枚目を御覧ください。

改正要旨ですが、学校教育法施行規則の一部改正により、新たに研修主事に関する規定を設けることとなりました。

研修主事を設ける意義ですが、国においては、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっており、新たな教師の学びを実現するとともに、また、改正教特法によって制度化された研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等の仕組みを適正に運用するため、教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正、この指針に基づく研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインの策定等を行っており、この一環として、研修主事という職種が出てきました。

改正の内容としましては、次ページの新旧対照表を御覧ください。

第5条の2に様々な職種を規定しておりますが、その中に研修主事の項を設け、その下段にあります。別表にどのような場合に置くかを規定するものです。

これらは法律改正のため、道立学校を所管する北海道や他の市町村も同様の改正を行っております。

以上について、御審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 教員の免許法が改正され、今までは講習を受けて、免許更新をする制度でしたが、今度からそれぞれが研修計画に基づいた研修を受けて、職能を向上させていくという形になるものですから、このような業務等についても学校の中で必要となってくるということが法律の改正の一つの趣旨でもありますので、学校管理規則も併せて改正するというところでございます。よろしいでしょうか。
それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「報告第1号 令和5年度学校給食費について」の説明をお願いします。

報告第1号 令和5年度学校給食費について

学校給食センター所長 「報告第1号 令和5年度学校給食費について」御説明いたします。

本市の学校給食は、文部科学省の学校給食摂取基準に沿って、栄養所要量の確保を図ることとし、主食については今年度から米飯の提供回数を増やします。

米飯は当初週2回、2学期9月以降は週2.5回、パンは当初週2回、2学期以降は週1.5回、それぞれ2～3品の副食とともに、麺類（うどん、ラーメン、スパゲティ、焼きそば）は週1回1～2品の副食とともに提供し、牛乳は毎日提供します。

学校給食費につきましては、教育委員会学校給食センターで給食内容や食材の価格動向を踏まえた検討をし、原案を作成して、学校給食運営協議会の給食検討委員会から御意見を聴取した上で、教育委員会が決定しております。

物価高騰対策として、令和4年度は地方創生臨時交付金を活用し、給食食材費に4.6%相当額1,493万円を助成しましたが、物価高騰が続き、先行きが見通せない状況にあり、子育て世帯への影響を軽減し、生活を支援するため、令和5年度においても地方創生臨時交付金を活用し、主食の供給価格などを踏まえ、予算編成時における北海道の消費者物価指数を基に8.7%、2,730万円の増額分を手当てすることにより、保護者負担分は据置きとします。

食材価格の動向につきましては、小学校高学年を例に御説明いたします。

パン及び米飯については、北海道学校給食会と供給契約を結んでおりますが、パンについては、小麦粉価格が2.33%、加工賃が8.76%上昇、その他副原料も上昇のため、1食当たり7.26円、8.69%の上昇、米飯については、米の価格が2.85%、加工賃が3.79%上昇のため、1食当たり2.82円、3.99%の上昇になります。

麺類はうどん、ラーメン、スパゲティ、焼きそばを市内製麺業者から購入しておりますが、交渉の結果、1食当たり2.95円、3.53%の上昇になります。

牛乳については、北海道が地域ごとに入札を行い、納入業者及び供給価格を決定する仕組みとなっておりますが、4.37円、8.8%の上昇になります。

おかげにつきましては、昨今の食材費高騰により、1食当たり15.26円、11.12%の上昇とします。

(1)の下の表にありますとおり、小学校高学年の1食当たり給食費は23.11円、8.7%の上昇となり、288.74円となります。

(2)の表を御覧ください。

小学校低学年では、積算月額4,510円に360円を助成し4,150円に、小学校高学年では、積算月額4,620円に370円を助成し4,250円に、中学校1、2年では積算月額5,500円に440円を助成し5,060円に、中学校3年では積算月額5,340円に410円を助成し4,930円に、それぞれ令和4年度と同額としております。

説明は以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 パンや米飯というのは年度当初に価格が決まると、年間を通して同じ金額ということではないですか。

学校給食センター所長 年間を通して今年度中の変動はございません。

教育長 変動がないのはパンと米飯だけですか。

学校給食センター所長 同じく麺類も年間を通しての契約となっております。

教育長 牛乳もそうですか。

学校給食センター所長 失礼しました。
牛乳も同様です。

教育長 そうすると、問題はおかずですね。
おかずの金額がどのようにこの後変動していくかによって、価格が厳しくなったりする
ということがあるということではよろしいでしょうか。

学校給食センター所長 はい、やはりおかず類の変動が見通せない状況にあります。

教育長 ただ、1食あたり15円くらいは値上がりしても大丈夫だという積算でやっているとい
うことですね。

学校給食センター所長 そうです。
上がるもの上がらないもの、また、価格が夏場には下がるものがございますので、トータ
ルで考えてこれくらいの金額で1年間通していけると積算しております。

教育長 今、消費者物価指数を基に8.7%ということにしているんですけど、直近の数字でいく
と消費者物価指数はどれくらいになりますか。

学校給食センター所長 たしか8.8%だったと思います。

教育長 そうすると、そこからはそんなに変わっていないということになりますね。

学校給食センター所長 はい。

教育長 物価高騰の折、いつまで補填をしていくことが出来るのかという話なのですけれども、国
でも学校給食費の負担について何らかの制度を設けていくという動きもあるようで、保護者
負担の軽減というのが望ましいと思いますので、ぜひ国のほうで検討していただければと思
っているところです。
他に何かございますか。

小澤委員 米飯の提供回数が週2.5回というのは、週5回の中で理想の回数ということなのか、
今後また見直しがあるということなのでしょう。

学校給食センター所長 文部科学省では、米飯週3回以上を推奨しておりますので、我々としては
それに近づけるための検討を進め、様々な諸課題を解決して、0.5回は増やすことが出来
ました。

いずれは週3回を目指して参りたいと考えております。

ただ、ハードルも色々ありますので、それをどう解消していくのかということに知恵を絞っていきたいと考えております。

小澤委員 わかりました。

教育長 週2.5回にする実施時期というのはどのように考えていますか。

学校給食センター所長 現在、週0.5回増やすための機材類を調達する準備を進めており、準備が整い次第、9月の初頭からは2.5回にしていきたいと計画をしているところです。

教育長 2学期を目途に進めていくということですね。

学校給食センター所長 はい。

教育長 パンと米飯ではどちらが安いのですか。

学校給食センター所長 米飯の方が価格は安いです。

教育長 保護者負担を考えると、米飯を増やしていった方が良いということですね。

学校給食センター所長 それが望ましいです。

教育長 ただ、給食を供給する側としては米飯の方が経費が増えてしまうということでしょうか。

学校給食センター所長 一般会計からの持ち出しがどうしても増えてしまうということになります。

教育長 それはどういった理由からですか。

学校給食センター所長 米飯食器の輸送、米飯食器の洗浄を外注しておりますので、その分経費がかさむということになります。

今回0.5回増やすということについては、給食センターにある麺丼ぶりを利用して、丼ぶりご飯という形で提供していくということで話を進めているところです。

教育長 分かりました。
その他ございますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 国の政策によって、国の補助が入って給食が供給されているということもあって、米飯の回数を増やしていくという面があるのと、子どもたちにも米飯は人気があるようですので、そういった面からも取り組んでいきたいと思っています。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第2号 令和4年度小中学校卒業式の状況について」の説明をお願いします。

報告第2号 令和4年度小中学校卒業式の状況について

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） 「報告第2号 令和4年度小中学校卒業式の状況について」御報告いたします。

中学校は3月15日に11校、21日に1校、小学校は17日から20日にかけて実施いたしました。

1の「指導の経過」にあるとおり、これまで、定例校長会議等において卒業式における国旗・国歌の取扱いについて指導して参りました。

また、前回の定例会で協議いただきましたが、マスクの取り扱いについては、外すことを基本とする中で、児童生徒や保護者の意思を尊重するよう通知し、3月7日の定例校長会議においても説明いたしました。

次に、2の「卒業式の実施状況」についてですが、国旗の取扱いについては、全小中学校で、ステージ正面及び式場外に掲揚しております。

国歌の歌唱について、伴奏については、ピアノ伴奏が、小学校1校、中学校3校歌詞なしCDによる伴奏が、小学校16校、中学校9校であります。

なお、児童生徒・教職員は全校全員起立となっております。

歌唱の状況としては、全小中学校で、概ねしっかり歌唱との報告を受けております。

在校生の参加状況ですが、小学校では、式場で全児童参加した学校は3校、オンラインを活用した学校が14校、中学校では、式場で全生徒参加した学校は9校、オンラインを活用した学校が3校でございます。

感染症防止に努めながら、儀式的行事のねらいを踏まえ、適正な形で実施されております。

次の資料は、各学校の詳細でございますが、今後も、儀式的行事としてのねらいを踏まえた卒業式となっているか実施状況を確認するとともに、適切な実施に向けて引き続き指導して参ります。

以上でございます。

教育長 本件につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

教育委員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございました。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第3号 令和5年度小樽市教育委員会研修プログラム等について」の説明をお願いします。

報告第3号 令和5年度小樽市教育委員会研修プログラム等について

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） 「報告第3号 令和5年度小樽市教育委員会研修プログラム等について」御報告いたします。

まず、実施方法につきましては、令和5年度も、集合とオンライン、オンデマンドを組み合わせ、小樽市教育推進計画を踏まえた研修プログラムを設定しております。

次に、講座の概要につきましては、新規または拡充した講座に下線を引いております。

各講座の内容につきましては、資料①A3縦版を御覧ください。

まず、各教科等の指導力向上に関する講座として、道外からの外部講師を招聘した特別研修講座は、国語、算数、数学、理科、体育、外国語の6講座を予定しております。

とりわけ、外国語については、小学校との接続を意識し、午前は花園小、午後は菁園中を会場とした1日日程で行い、小中学校での授業公開と講師の示範授業、講演を予定しております。

また、この他、指導力向上に関しては、体育実技、柔道、スキー、小学校3・4年生の外国語活動、道徳などの7講座を予定しており、ICT活用講座については、令和4年度の「端末活用推進チーム」の推進教員を講師として、今年度の実践成果を市内小中学校に普及していただくこととしております。

次に、生徒指導に関する講座としては、キャンペーン期間に合わせ、引き続き、いじめ・不登校に関する講座のほか、今年度改定された、生徒指導提要趣旨とこれに基づく指導の理解を深める「生徒指導研修講座」を新たに行うなど5講座を予定しております。

次に、特別支援に関する講座は、児童生徒のアセスメントなどに関する理解を深める研修講座と支援員・介護員向けの2講座を予定しております。

職能向上に関する講座は、管理職向け、用務員・事務職員向けの各講座、コンプライアンスの講座に加え、今年度全小中学校に導入される「校務支援システムの利用」に関する理解を深める研修講座を新たに行い、5講座を予定しております。

次に、防災等に関する講座としては、引き続き、防災における学校の役割、心肺蘇生の講座に加え、新たにてんかん発作時など緊急時対応についての講座を行い、計3講座を予定しております。

次に、食育等に関する講座としては、引き続き、食物アレルギー、食育についての2講座を予定しております。

以上のほか、学校図書館、ふるさとキャリア教育、幼保小の連携に関する講座を予定しております。

本プログラムは、4月の校長会議で提示し、積極的・計画的な参加となるよう指導して参ります。

教育委員の皆様には、次年度も、定例会で御案内させていただきます。

御都合がよろしいときには、参加していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料②を御覧ください。

令和4年度の教職員の研修参加状況について御報告いたします。

参加延べ回数は、4,504回、1人平均約8回であり、令和3年度と比べ、参加延べ回数で720回、1人平均で1.6回、多くなっております。

内訳は、下の表のとおりですが、今年度は、オンデマンド型や集合型とオンデマンド型のハイブリットによる参加増に加え、各学校等の公開研究会においても、集合型での参加ができる状況になり、昨年度と比較し、参加が増えたものと考えております。

以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

今年度からは教員免許の更新制度の廃止に伴って、研修計画をそれぞれ立てていくわけですが、その中に国や道で行われる研修の他にこのような市教委の研修も含まれていくという形になりますので、教職員にはこれを大いに活用していただいて、資質向上に努めていくことになろうかと思っております。

研修への参加について、しっかりとPRをしていく必要があると思っております。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第4号 令和5年度指定校等の状況について」の説明をお願いします。

報告第4号 令和5年度指定校等の状況について

学校教育支援室主幹(教育課程・研修担当) 「報告第4号 令和5年度指定校等の状況について」御報告いたします。

まず、学園制加配活用事業につきましては、「子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における専科指導に積極的に取り組む学校を対象とし、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群(学園)で、学園運営を行い、義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行う」国の指定事業で、高島小学校、手宮中央小学校、北陵中学校が指定校となります。

次に、授業時数特例校につきましては、「学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、1割を上限として各教科の標準授業時数を下回って教育課程を編成することを特例的に認め、下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乘せし、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る」国の指定事業で、忍路中央小学校が指定校となります。

次に、学校力向上に関する総合実践事業につきましては、「管理職のリーダーシップの下、

全教職員が一つのチームとなって包括的な学校改善を図りながら、今日的な教育課題を解決する学校モデルを構築し、実践の成果を普及・啓発することにより、本道の小・中学校の学校力向上を図る」道教委の指定事業で、中核校として、稲穂小学校が、指定校として、花園小学校、西陵中学校、菁園中学校が指定されております。

次に、新しいかたちの学びの授業力向上推進事業につきましては、「児童生徒の資質・能力の向上に向けて積極的に取り組もうとする複数の学校に1名ずつ新しいかたちの学び推進教員を配置し、その推進教員からなる「新しいかたちの学び授業力向上推進グループ」を活用して授業改善等を行う」道教委の指定事業で、山の手小学校、望洋台小学校、朝里小学校が配置校、その他の小学校が連携校となります。

次に、体育専科教員活用事業につきましては、「体育専科教員を児童の体力向上に積極的に取り組もうとする小学校等に配置し、学級担任等とのティーム・ティーチングによる指導や授業づくりの支援等を行い、小学校教員の体育に関する指導力の向上や学校全体の体力向上の取組の充実を図る」道教委の指定事業で、本務校として桂岡小学校、兼務校の銭函小学校が指定校となります。

次に、中1ギャップ問題未然防止事業につきましては、「小・中学校間の円滑な連携体制を構築し、学習指導と生徒指導を関連付けた教育活動の改善・充実を図ることにより、児童生徒のよりよい人間関係を築く力を育成し、不登校児童生徒数の減少などの生徒指導上の諸課題の解決を図るなど、中1ギャップ問題の解消や未然防止を図る」道教委の指定事業で、山の手小学校、松ヶ枝中学校が指定校となります。

次に、本市の児童生徒の学力向上や教員の指導力向上のための市教委の実践指定校につきましては、国語が山の手小学校、算数が望洋台小学校、数学が潮見台中学校、理科が潮見台小学校、英語が花園小学校と菁園中学校、体育が銭函小学校、栄養教諭と連携した食育の推進と健康教育の充実を推進する実践校として桂岡小学校を指定しております。

最後に、学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業につきましては、「文部科学省が教科書発行者と委託契約を締結し、児童生徒が使用するための学習者用デジタル教科書を提供し、教育効果を検証するとともに、提供に当たっての課題等を抽出し、課題の解決策を実証的に明らかにすることを目的とする」事業で、令和5年度は、小学校5・6年生及び中学校1～3年生の全ての学校で英語が、全国約半数の学校で、算数・数学が実証導入予定となっております。

算数・数学が導入される学校は、今後国から通知予定となっております。

なお、小樽市教育研究所調査研究活動の指定校・団体につきましては、新年度に入ってから募集となっておりますので、第5回定例会にて報告する予定となっております。

以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 授業時数特例校については全国で29校のうち、1校が忍路中央小学校ということですよ

ね。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） そうです。

教育長 デジタル教科書との関係では、先程のような指定になるのですが、来年度は小学校の教科書の採択がありまして、それに伴ってデジタル教科書がどのように関わってくるのかというところもありますので、実証事業も大きく関わってくると思っているところです。

国は英語から導入したいようですが、どういう形になるのかは、お金も多額にかかるということもあって、まだ先の見えない状況ではありますけれども、検定の中ではQRコードなどもふんだんに使っているようですので、委員の皆様にも今後色々見ていただくことになると思います。

その他ございますでしょうか。

小澤委員 新しいかたちの学びの授業力向上推進事業については、配置校が3校ということですが、教員の加配はあるのですか。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） 各配置校には1名ずつ加配がありまして、本市の場合には山の手小学校には国語の指導力が堪能な教員を、望洋台小学校については算数の研究をやっている学校なので算数の指導力が堪能な教員を、朝里小学校は今年度端末推進チームの活用事業の指定校でしたので、この取組をやっていただく、このような3名でチームを組んで、3校を中心に回って授業力の向上を図っていくこととなります。

小澤委員 分かりました。

教育長 その他よろしいでしょうか。

各委員 （なし）

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第5号 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」の説明をお願いします。

報告第5号 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 「報告第5号 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」御説明させていただきます。

資料を御覧ください。

本資料は、3月17日に北海道教育委員会から通知されたものであります。

本通知の考え方は、4月1日（土）から5月7日（日）までの基本的な方針であり、新型

コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する5月8日(月)以降の学校教育活動については、衛生管理マニュアルの取扱いも含め、後日、国から示される予定となっております。

マスク着用の考え方の見直しにつきましては、児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること、が示されております。

2枚目以降は、文部科学省の通知になります。

裏面2ページの一番下を御覧ください。

学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、別添5ページになりますが、ここに示すような一定の感染対策を講じることが望ましいことが示されており、これまでと同様に換気の重要性が示されております。

3ページにお戻りください。

入学式等の実施に当たっての留意事項として、入学式等の儀式的行事においても、マスクの着用を求めないことを基本とすること、国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施するときには体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること、来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。

運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限はないこと、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないことが示されております。

4ページを御覧ください。

給食等の食事をする場面における対策について、給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないことが示されております。

以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

小澤委員 文科省の通知の2ページ目に、ラッシュ時のバスの利用時にはマスク着用が推奨されるとの記載がありますが、本市のスクールバスの場合はそれに該当するのでしょうか。

教育長 それについては学務担当主幹から回答していただくということによろしいですか。

学校教育支援室主幹（学務担当） はい、私から回答します。

本市では5年度からは4校でスクールバスが走ることとなりますが、基本的に児童に一人一席が確保された状態での乗車となりますので、いわゆる満員乗車のような状況にはならないことから、マスクの着用が推奨される場合には該当しないと思いますが、乗車状況に応じて各学校長の判断にお任せすることになると思われま

小澤委員 各学校長の判断ということですが、スクールバスについては外部の業者に委託するということなので、それぞれの業者との間でどこまで調整が取れるのかということが気になっています。

学校教育支援室主幹（学務担当） 一律に全てのバスでこうしてくださいということも出来なくはないのですが、一人一席での乗車が確保されていますので、特段風邪が流行しているなどの状況でなければ、基本的にはマスクを外すということになるかと思いますが、そのときの状況に応じて各学校長の判断になると思います。

教育長 小澤委員のおっしゃっていることは、民間委託にしてしまうので、学校と業者間での決め事になるのか、それとも教育委員会が間に入って学校に対応をお願いするのかというところだと思うのですが。

学校教育支援室主幹（学務担当） そうですね、私どもも状況を把握しなければならない部分もありますので、学校とバス会社との間に入りまして、確認あるいは指示を出すという場合もあるかと思

教育長 色々なケースが考えられると思いますので、対応の仕方については委託業者とも話をして、その間に学校を入れながら乗車の指導をしていきたいという答えだったと思いますので、そのような形で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小澤委員 分かりました。

教育長 常見委員はいかがでしょうか。

常見委員 実施するのが難しいなと思ったのは給食のところですね。

飛沫を飛ばさないように大きな声を出さないようにしたり、机を向かい合わせにする場合は距離を確保する、あるいは机を向かい合わせにしないという、どういう風にやるんだという話になって、そういうことを言いだすときりがないと思われま

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 黙食というのが子どもたちにとっても可哀想なのではないかという話が全国的にもあったんですが、黙食は今後必要なくなるということに

ついて学校の方にも聞いてみたのですが、4月1日以降にどのようなになるかというのはまだ分からないのですが、その場面場面での目的をちゃんと説明して、マスクの着脱については話をしていきたいということです。

ただ、外しなさいとか着けなさいということは強いることは出来ませんが、例えばコロナ禍になる前ですと、卒業式にマスクをしてくるお子さんはいましたが、儀式的な行事で最後にお互いの姿を見るというところでは、マスクを外しなさいという指導はしていましたが、今後はマスクを外しなさいという指導にはならないのですが、式の目的を説明した上で、この3年間とは違ってマスクはしてもしなくてもかまわないということで、そのことによって色々な事情があるので、いじめや差別に繋がらないように、場面場面に応じて目的を説明した上で指導していくことになるかと校長会からも聞いております。

常見委員 あまり細かく規定せず、ある程度の変化を許容していくということでやっていきましょうという話ですよ。

教育長 例えば給食の場合、コロナ禍前は机を向かい合わせにして、話をしながら食事をするというのが普通だったのですが、この通知を見ると今までの教室方式で食事をして、話をするときには出来るだけ大きな声を出さないで小さな声で食事をしてくださいというのが主な趣旨かなと思います。

そういったところで、向かい合わせにしないというのは飛沫防止のためですよ。

どこまでさせるのかというのは教育委員会としても難しいところですが、学校の教育活動の中で、ある程度感染リスクを避けていただくという取り扱いになると思います。

その他いかがでしょうか。

黒田委員 子どもたちがマスクを着ける着けないは各自の判断になるかと思うのですが、例えば至近距離で話している相手が咳をしているような場合に、相手にマスクをして欲しいとなった場合には学校の先生の対応とかフォローというのはどのようなのでしょうか。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 実際にまだ新学期が始まっていないので、マスクに対しての不安だとか御意見というのは今のところはないのですが、黒田委員がおっしゃるように、相手にマスクを着けて欲しいという相談があった場合に、マスクを着けてほしいということは言えないという形にはなると思います。

ただ、やはり感染のリスクが無くなったわけではないので、場面に応じてということと、マスクを着ける着けないでいじめに繋がることがないように、これまで以上に繰り返し言っていかなければならないということを今のところは考えております。

教育長 それが通知には書いてあるということではありますが、やはりケースバイケースで教職員の方でどのように指導していくかというのは難しいと思いますが、先生ごとに判断が違うということの無いように、共通の視点を学校で持つということは非常に大切だと思います。

対応に統一感があって徹底しているということ子どもたちが感じてくれたら、納得も行

くと思うのでそこが重要だと思います。

教育委員会からの指導としては、学校の中で統一された対応を取るということをしつかりと伝えていく必要があると思いますね。

もちろん色々な場面もあると思いますので、学校医の先生とも相談しながらやっていけたらと思います。

5月の連休明けには5類になりますので、取り扱いがまた変わると思いますので、その際には、また皆様に国の考え方をお示ししていきたいと考えております。

他にございませんか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第6号 重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事の進捗状況について」の説明をお願いします。

報告第6号 重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事の進捗状況について

生涯学習課長 「報告第6号 重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事の進捗状況について」御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 令和4年度の主な工事内容」ですが、主に、昨年度から解体を行っている屋根の葺き替え工事を実施しております。

また、ゴシック体の①～⑦で記載しているような想定以上の木材の腐朽や軒先部分の下地補強を要する状況などが、工事を進めていく中で判明しまして、第4回定例会で、工事費用約8,400万円の増額に関する補正予算の議決を受けました。

当初予定よりも内装工事の着手が遅れていますが、現時点では工期の延長は見込んでいないと報告を受けております。

屋根の工事の様子は、後ほど、映像で御覧いただきたいと思っております。

次に「2 令和5年度の主な工事予定」としましては、表には入っておりませんが、6月頃、建物全体を覆っている素屋根と足場を解体する予定となっております、それと並行して内装工事を行っていきます。

具体的には、壁や天井の漆喰の解体と塗替え、天井紙・金唐革紙の貼替えなど、昨年、現地を御覧いただきましたが、傷みが激しい部分の修復を行っていきます。

また、建物に向かって右側の手宮側にある石塀と、左右にある門、向かって右に表門、左にくぐり門があるのですが、こちらの方も重要文化財の範囲になっておりますので、足場の解体が終わりましたら、石塀や門の補修と耐震補強工事を行う予定となっております。

予算額と全体工程は、資料の3のとおりです。

こちらに載せている「全体工程表」は令和3年度時点のものとなっております、内装工事等の線が令和5年5月で切れておりますが、これが令和6年3月頃まで延びる見込みです。

資料の御説明は以上ですが、令和4年度の工事内容について、3分程度の映像を作成しております。

校正段階のものですが、モニターで御覧いただきたいと思います。

(動画の再生を開始)

こちらはまだ業者に編集してもらっている最中の映像で、修理前の屋根の状況です。

屋根の葺き替えは、全体的に錆びて、内部に雨漏りしていた亜鉛葺きの鉄板を剥がし、基本的にはガルバリウム鋼板という錆びにくい素材に変えています。

また、アスファルトルーフィングという防水材を間に挟んで、雨漏り対策をしています。

こちらが全体の工事後の屋根の映像です。

次に屋根の軒先の部分ですが、ゴシック体の②で、屋根軒先の下地補強が必要になったというのが、軒先にあるこの金物のことですが、予想以上に錆びて薄くなったり、破断しているものが多かったということで、補強材を追加しています。

屋根の上の赤い飾り柵は、腐食していた土台を交換し、雪で歪んでいた支柱についても修理をしています。

また、修理前は、屋根に直接、飾り柵をボルト止めしていたのですが、今回は屋根材に穴を開けずに、瓦棒という屋根の材料を挟んで止めるように見直して、雨漏りのリスクを極力減らす工法で修理を行っています。

こちらが飾り柵を修理した後の映像になります。

(動画の再生を終了)

短いですが、このように令和4年度の工事を実施しました。

昨年度作成した動画はホームページで公開していますが、今年度分も準備が整いましたらホームページで公開し、市民や観光客にも、工事の状況を知ってもらいたいと考えております。

また、令和4年度は工事前の建物内部を見学していただきましたが、令和5年度は、漆喰や壁紙の修理を行っている時期に見学会を企画できればと考えております。

重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事の進捗状況についての御報告は、以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 工事は今のところ順調と行っていいでしょうか。

生涯学習課長 そうですね、工期が伸びるということはなく、今のところは予定通りだと聞いております。

何かありましたら、また御報告いたします。

教育長 分かりました。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第7号 銀鱗荘の国登録有形文化財（建造物）登録について」の説明をお願いします。

報告第7号 銀鱗荘の国登録有形文化財（建造物）登録について

生涯学習課長 「報告第7号 銀鱗荘の国登録有形文化財（建造物）の登録について」御報告いたします。

資料を御覧ください。

昨年11月の定例会で御報告しておりました、「銀鱗荘旧本館」及び「グリル銀鱗荘」の2棟について、令和5年2月27日付の官報の告示により、国の登録有形文化財に登録されたことが正式に発表されました。

この結果、本市の国登録有形文化財（建造物）は、「JR小樽駅」、「旧青山家別邸」と合わせて、3件となっております。

資料の1ページ、2ページは、昨年の定例会でお示した、建物の概要となっておりますので、詳細につきましては、資料を御確認ください。

また、3ページ目が、今年2月27日の「官報」の該当部分となっております。

今後は、文部科学大臣からの「登録有形文化財登録証」と青銅製の「登録プレート」が届きますので、準備が整いましたら、所有者にお渡しする予定となっております。

銀鱗荘の国登録有形文化財（建造物）の登録についての御報告は、以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第8号 令和4年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について」の説明をお願いします。

報告第8号 令和4年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について

学校教育支援室主幹（学務担当） 「報告第8号 令和4年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について」御報告いたします。

小樽市青少年スポーツ賞は、青少年の健全育成のためにスポーツの振興を進めてほしいとの願いを込めて、昭和59年に沖津寅太郎さん、安子さんご夫妻からお寄せいただいた寄附を基に、翌年昭和60年度から、スポーツで優れた成績をあげた児童生徒に対し、「小樽市青少年スポーツ賞」を贈ることとなり、現在に至っております。

昨年度までに、特別賞を含め、13団体126名の方が受賞されており、これまでに受賞された方の中からは、オリンピック等の国際大会で活躍された著名な選手も多数輩出されて

おります。

この賞を受賞される方は、スポーツにおいて「全道大会で2年連続して優勝した者」、「全国大会において3位以内に入賞した者」、「全国新記録・大会新記録を樹立した者」などのいずれかに該当する児童生徒となっており、今年度は11名の方が該当し、小樽市沖津基金青少年スポーツ振興事業委員会での意見を聞き、受賞者として決定いたしましたので、上から順に御説明いたします。

1人目の小樽双葉高等学校3年浅川岳斗さんは、第34回全国高等学校選抜スキー大会スーパー大回転の部門で第3位、第101回全日本スキー選手権猪苗代大会のスーパー大回転の部門で第3位となっております。

2人目の小樽双葉高等学校3年前鼻凜愛さんは、第34回全国高等学校選抜スキー大会の大回転の部門で第2位となっております。

3人目の潮見台小学校6年佐々木絆吾さんは、2022年第1回IBKOインターナショナルコンベンション空手道選手権で優勝しております。

昨年度も全国規模の大会で小学校5年生の時に優勝しております。

4人目の小樽桜陽高等学校3年前山裕次郎さんは、令和3年度第41回北海道高等学校ボート新人大会の男子ダブルスカルで優勝、令和4年度第76回北海道高等学校ボート競技選手権大会の男子ダブルスカルで優勝となっております。

5人目の小樽桜陽高等学校3年向井波優人さんは、令和3年度第41回北海道高等学校ボート新人大会男子ダブルスカルで優勝、令和4年度第76回北海道高等学校ボート競技選手権大会の男子ダブルスカルで優勝となっております。

6人目の小樽潮陵高等学校2年佐々木和志さんは、令和3年度第41回北海道高等学校ボート新人大会の男子舵手付きクォドルプルで優勝、令和4年第42回北海道高等学校ボート新人大会の男子舵手付きクォドルプルで優勝となっております。

7人目の小樽潮陵高等学校2年松本啓汰さんは、先ほどの佐々木和志さんと同種の大会で優勝しております。

8人目の小樽潮陵高等学校2年佐藤誠悟さんは、令和3年度第41回北海道高等学校ボート新人大会の男子舵手付きクォドルプルで優勝、令和4年第76回国民体育大会ボート競技北海道ブロック大会の男子舵手付きクォドルプルで優勝、令和4年第42回北海道高等学校ボート新人大会の男子舵手付きクォドルプルで優勝となっております。

9人目の小樽潮陵高等学校2年安達真之さんは、令和3年度第41回北海道高等学校ボート新人大会の男子舵手付きクォドルプルで優勝、令和4年第42回北海道高等学校ボート新人大会の男子ダブルスカルで優勝となっております。

10人目の小樽潮陵高等学校3年畠山珠貴さんは、令和3年第76回国民体育大会ボート競技北海道ブロック大会の女子舵手付きクォドルプルで優勝、令和3年第41回北海道高等学校ボート新人大会の女子舵手付きクォドルプルで優勝、令和4年第69回北海道高等学校ボート競技選手権大会の女子シングルスカルで優勝となっております。

11人目の小樽潮陵高等学校3年高塚一花さんは、令和3年第76回国民体育大会ボート競技北海道ブロック大会の女子舵手付きクォドルプルで優勝、令和3年第41回北海道高等学校ボート新人大会の女子舵手付きクォドルプルで優勝、令和4年第69回北海道高等学校

ボート競技選手権大会の女子シングルスカルで優勝となっております。

この11名の方がいずれも選考される基準に該当するという事で表彰の対象となりました。

報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

小澤委員 例年こんなたくさん受賞者はいないですよ。

学校教育支援室主幹（学務担当） そうですね。

昨年が西陵中学校3年の日野森琥珀さんという女子ジャンプの方が道内で第1位、全国で第3位の成績を収められています。

その前年も同じく西陵中学校の石川蘭さんが陸上で3年生の時に800mで全国で第1位の成績を収められていたかと思います。

ここ最近では1名とか2名といった中で、今回11名ということでこれまでに無い人数の御推薦をいただきまして選考した結果となっております。

小澤委員 素晴らしい。

教育長 素晴らしいですね。

やはりたくさん表彰してあげたいですね。

舵手付きクォドルプルというのはどういう競技なんですか。

学校教育支援室主幹（学務担当） ボートで先頭に進行方向と逆向きに舵取りをする方がいるのが舵手付きということになります。

クォドルプルというのが4人で前に向かって両手で漕いでいくものになります。

教育長 分かりました。

他にございませんか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第9号 小中学校女子トイレ内への生理用品の配置について」の説明をお願いします。

報告第9号 小中学校女子トイレ内への生理用品の配置について

学校教育支援室主幹（学務担当） 「報告第9号 小中学校女子トイレ内への生理用品の配置について」御報告いたします。

これまでの経緯ですが、保健室で常備している生理用品について、女子児童生徒がより一層利用しやすい環境づくりに努めるため、令和3年6月、市内全小中学校の女子トイレ内に、生理用品が必要な場合に保健室への相談を促すポスターを掲示いたしました。

コロナ禍の状況が改善され、衛生面において状況が変わってきましたので、子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備は重要であると考え、今月、花園小学校と菁園中学校の2校をモデル校に指定し、生理用品の使用状況や児童生徒、教職員の意見を集約し、効果的な取組の在り方について検討することといたしました。

また、道教委では、モデル校（学校規模の異なる道立高校と特別支援学校の計11校）で試行的に実施した結果、生徒のニーズがあるという状況から、新年度から全道立学校の女子トイレに生理用品を配置することとなりました。

児童生徒のアンケート調査結果では、学校のトイレに生理用品が置かれていたら使用したいと答えた児童生徒が8割程度おり、「急に必要となるかもしれないから」、「持ってくるのを忘れたときに使いたいから」、「手持ちの生理用品が足りなくなったときに使いたいから」といった理由が挙げられました。

実際に利用した理由として、「急に必要となった」、「持ってくるのを忘れた」、「手持ちが足りなくなった」、「教室等から持ち出しにくかった」ということが挙げられております。

また、教職員からも配置に肯定的な意見が多く挙げられました。

これまで、コロナ禍においては、平常時より衛生面に注意していかなければならないという課題があるということを経験した学校現場のほうから伺っておりましたので、トイレ内に生理用品を配置せず、必要な場合には保健室に相談してくださいとポスター掲示により周知しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着きつつあり、また次年度から生徒指導の面で、スクールカウンセラーの増員による相談体制を強化いたしますので、今回のモデル校の取組を踏まえ、4月の校長会で了解を得た上で、これまでの保健室の常備に加え、4月中に市内全校の女子児童生徒用トイレ内に配置することといたします。

報告は以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

黒田委員 本当に良い取組だと思うのですが、前回私から小樽市ではトイレに生理用品を置かないのか質問した際に、「貧困問題が隠れてしまうと困るから」、「足りない場合、必要な場合には保健室に相談するように」との回答をいただいた気がするのですが、今回はそういった貧困問題というよりも、トイレの環境整備で誰でも使えるものを置きましょうという流れの中で置くということになったということですか。

学校教育支援室主幹（学務担当） それもありますが、コロナもだいぶ落ち着いてきたところでございますが、コロナの貧困問題ということについて、相談体制として学校でもカウンセリング等が必要だということで、保健室に行けば生理用品がありますということをお知らせするポスター等で

御案内をしてきましたけれども、今後についても保健室やカウンセラーさんによって相談は受けられますし、学校内での相談体制によって子どもたちを見守るということは、引き続き行っていけるのかなと考えまして、トイレに配置した場合にどうなるかということでモデル事業を実施したところ、好評であったとの回答をいただきましたので、4月からは配置の方向で動いていきたいと考えております。

黒田委員 続けてなのですが、少し今回の話からは離れるのですが、先日12月と2月に私と夫で小学校2校に行って性教育の授業を行ったのですが、その際4年生を対象にしたのですが、1～3年生ではそこまで保健の教育がなされている訳ではなく、また4年生になった時に劇的に体が変わる子もいれば、まだ変わらない子もいる中で、見た目では分からなくても大人になる準備として色々なことが変わってきているんだよということを伝えたくて、2校に行ったんですよ。

ただ、4年生の女子の現状として、生理になった子となっていない子の差がまだすごくある時期なので、生理になる時期についての個人差をきちんと意識していない子が多かったので、個人差はあって当たり前で、あなたたちがあなたたちの体に生まれてくる確率は400兆分の1なんだよという話をして、だから個人差があるんだよという話をしたところ、子どもたちの反応として、成長の早さの違いについての学びに繋がったんですよ。

なので、例えば生理用品を置くにしても、まだそういった情報に触れてなく、生理用品を見たり触ったことのない子がいたずらしてしまったり、興味本位で触ってしまうということも考えられ、市教委の方からもいたずらが少し心配という話も出ていたので、生理用品を置くと同時に、必要となる子が出てくる年代に、個人の体の話とか、いずれあなたも必要になるよ、あなたとお友達ではタイミングが違うんだよというような情報提供と環境整備というのが、車の両輪じゃないですけど必要な情報だと思うので、そういった意味でこれから全市の小中学校に置くのであれば、そういう情報提供と言いますか、子どもたちに対して教育していく良い機会になり、子どもたちにとってもなぜ女子トイレに生理用品を置くことになったのかということについての理解が深まって受け入れやすいのかなと思いますので、意見を言わせていただきました。

学校教育支援室長 私から回答させていただきます。

もちろん全く何も説明無しに置くという話にはならないと思いますので、いずれにしても4月の校長会議でこういう取組をしますという説明の中で、なぜこういう取組になったのかという背景も含めて、黒田委員もおっしゃったような指導の面も含めて、子どもたちもそうですし、保護者も含めて理解を促しながら設置に向けて校長会議でしっかり説明させていただきたいと思います。

教育長 説明を受けた校長は、学校内でそういった対応を取るような方法を考えるということになると思います。

なので、設置について黒田委員がおっしゃったようなことを併せて説明するとか、授業の中で取り入れていくとか、学校によって取り扱いは違うかもしれないですが、しっかり子ど

もたちに設置について説明していくことが必要だと思います。

また、保護者にも、こういうことにしましたということを周知すべきだと思うのですよね。

親御さんからお子さんに説明してもらったりすることで、理解が進むということに繋がると思うので、そのあたりを学校側と調整していきたいと思います。

黒田委員、よろしいでしょうか。

黒田委員 はい。

教育長 他にございませんか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第 10 号 教職員の人事異動について」の説明をお願いします。

報告第 10 号 教職員の人事異動について

教育総務課長 「報告第 10 号 教職員の人事異動について」御説明いたします。

令和 5 年度の教職員の人事異動につきましては、管理職、一般職ともにすでに報道されております。

本日は資料に基づき、一般職の異動等について総括的に御報告をさせていただきます。

まず、「1」として、学級数と教員の定数についてです。

特別支援学級を含む学級数につきましては、小学校が前年度から 6 学級の減、中学校が前年度から 2 学級の減となり、小中合わせて 8 学級の減となっております。

また、※にある少人数学級該当校ですが、国は令和 5 年度、小学 1 年から 4 年まで 1 学級あたりの定員を 35 人以下、それ以外の学年は 40 人以下としています。

道教委ではさらに小学 5 年以下全て、小学 6 年と中学 1 年の 1 学級編成の場合、定員を 35 人以下としております。

市内の該当校は、小学校では 5 年生で 4 校、6 年生で 3 校となっており、中学校はありませんでした。

教員の定数は、加配も含め小学校が前年度から 6.5 人の減、中学校で前年度から 0.5 人の増となり、小中合わせて 6 人の減となっております。

なお、中学校で定数が増となっている要因ですが、令和 5 年度から新たに小中連携を目的とした加配が創設され、本市では中学校 5 校に対し、それぞれ 1 名ずつ加配されたために増員となったものです。

また、人数の小数点以下については、主幹教諭配置校の加配として、勤務日数又は勤務時間が通常の半分である再任用職員が配置されている学校があるためです。

定数加配の詳細は参考として次のページに記載しております。

次に「2」として、職種ごとの定数の内訳です。

「1」の教職員定数に、養護教諭、栄養教諭及び事務職員を加えたものとなっており、小学校が341人、中学校が227人、小中合わせて568名となっております。

次に「3」として、管理職を除く異動状況についてです。

退職者は26人で、これには定年退職後の再任用も含まれています。

市内異動は48人、転出は23人、転入は27人、再任用は64人、新規採用は11人で、うち2人は養護教諭、1人は事務職員です。

全体では209人となっており、全職員定数に占める発令割合は再任用を含めて40.8%となっております。

また、平均年齢は、異動前が49.34歳、異動後が48.60歳となっております。説明は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

小澤委員 新規採用や期限付の方の枠に4月1日で名前の入っていないところが多く見受けられるのですが、学校が4月1日から動き出すのに、どういう状況なのか伺いたいと思います。

教育長 私の方から回答します。

人は決まっていますが、内示の段階ではまだ名前が決まっていないということで、一所懸命どこに配置するかということを作業しているところでした。

期限付も同様です。

免許を確認するとか、色々な作業がありますので、それを踏まえて、新規採用を当てはめるということは決まっているのですが、誰を当てはめるかということが、今は決まっていますが、内示段階では決まっていなかったのが氏名が記入されていないということです。

よろしいでしょうか。

小澤委員 はい。

教育長 他にございませんか。

各委員 (なし)

教育長 学級数は8学級減ということですか。

教育総務課長 はい。

教育長 生徒数もかなり減るのですよね。

教育総務課長 そうです。

どうしても少子化というか、入ってくる生徒数自体が減ってきています。

教育長 これを見ると、8学級減って、定数は6人減るということでいいですね。

教育総務課長 はい。
普通学級と特別支援学級がそれぞれありますので。

教育長 定数は、学級数分は減らなかったということですね。
その他、よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「報告第11号 令和4年度小樽市一般会計補正予算に係る意見の申出（臨時代理）について」の説明をお願いします。

報告第11号 令和4年度小樽市一般会計補正予算に係る意見の申出（臨時代理）について

教育総務課長 令和4年度小樽市一般会計補正予算案について、3月6日に市長から教育委員会の意見を求められたため、同日、小樽市教育委員会事務委任等規則第4条の規定に基づき、教育長が臨時代理により異議なしと決定しましたので、御報告いたします。

多くの予算は12月の定例会で御協議いただき、意見聴取については、2月8日に開催した臨時会で御審議いただきましたが、こちらの予算は3月16日の最終日に市議会で提案をすることとなったため、臨時代理を行ったものです。

資料の3枚目を御覧ください。

タイトルの横に括弧書きで繰越明許と記載としております。

これは、令和4年度の臨時交付金に係る小樽市全体の状況から、本予算は令和4年度予算として計上をし、全額、次年度に繰り越しを行い、繰り越した予算を使用し、令和5年度の事業として行うという手法を取っております。

このように翌年度に繰り越しをして使用する経費のことを繰越明許費としております。

予算の内容につきましては、先ほど報告第5号で学校給食センターから説明がありましたが、臨時交付金を活用し、2,733万7千円を学校給食運営協議会に対して助成をすることで、令和5年度の給食費の値上げを避けることを実現するための予算となっております。

以上について、御承認の程よろしく願いいたします。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「報告第 12 号 中学校における部活動について」の説明をお願いします。

報告第 12 号 中学校における部活動について

教育総務課長 中学校における部活動について御報告させていただきます。

先月の定例会におきまして、サッカーと陸上競技についての拠点校方式による合同部活動の御報告をさせていただきました。

これらはすでに学校にある部活動について、学校によっては活動できていない現状がございますので、そうした状況を解消することで、生徒の選択肢を増やす取組となっており、校長会等と調整などを行い、実現をしたものですが、今回は市内にはない部活動を対象に、あくまでも地域の方々の力をお借りして、部活動を増やすことで、生徒の選択肢を増やす取組となるものです。

それで詳細の内容ですが、茶道部を 2 つの流派別に新設を行うというものです。

具体的には表千家、裏千家の各指導者を西陵中学校の部活動指導員として任用し、市内全域を対象とした拠点校方式による合同部活動とします。

活動内容としては、資料のとおりですが、それぞれ月 2 回程度の休日に、表千家は生涯学習プラザ、裏千家は小樽市公会堂を中心に活動したいと考えております。

あくまでも休日の活動ですので、予算の説明でおこなった平日の移動支援については対象外となります。

今回は、試行的な取組ですが、茶道部としたのは、令和 4 年 1 1 月に部活動の児童生徒アンケートを実施した際に、様々な種目の中で茶道に興味を持っていた児童生徒が多かったことと、市教委が主催する伝統文化教室などでも御協力いただき、中学生を指導した実績があることの 2 点の理由から、令和 5 年度については茶道部としました。

今後ですが、明日、定例の市長記者会見でもお話をさせていただき、新学期には詳細な活動内容について記載したチラシ等を作成し、各学校に配布し、部員を募集することとしています。

今回の取組は部活動指導員という制度を利用しているので、国のいう地域移行の取組と完全に一致するわけではありませんが、教員ではない指導者によって学校以外の場所で活動を行っていますので、教員や学校の負担が少なく、実質的には地域移行の取組の趣旨と合致していると考えております。

令和 6 年度以降については、他の種目についても、可能な限りこのような取組を進めたいと考えており、引き続き児童生徒に対するアンケートや様々な団体の声を聴きながら、生徒の選択肢を増やす取組と教員の働き方改革の取組を両立するような部活動改革の取組を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

小澤委員 御説明で交通費の方は補助無しとお聞きしたのですが、それぞれの活動費と言いますか、かなりお金がかかると思うのですが、その面はどのようになるのでしょうか。

教育総務課長 部費という形で集めるということは想定しております。
金額等は団体とは調整しておりますが、新学期までにはおおよその額は示せると考えております。
少なくとも指導者の報酬というのは、部活動指導員ということでこちらから支給し、また、施設使用料についても部活動ということで基本的にはかからないというような形で、運営できることになっています。

小澤委員 そうすると、部活動として他の部でも、運動部だとユニフォームを作るとか、美術部だったら絵具を買うとかそういうものは自己負担でやっていって、交通費は土日の部分は見ないけれども、平日の部分はタクシーの乗り合わせなどをしていくということが、基本の考え方となることでいいでしょうか。

教育総務課長 平日は指導者の都合もあって活動しませんので、あくまでも休日のみの活動ということになります。

小澤委員 そうではなく、拠点校方式全体として見たときに、土日にやるものと平日にやるものと条件の違いというものが本来は無いほうが良いと思うんです。
交通費については土日にやることなので自費になるというのは分かりましたが、その他の活動については、部活動に入るための用具代等ですとか、多くのものが自己負担の形でかかるけれども、指導者にお金を払うことはないという理解でいいですか。

教育総務課長 現行制度であればそのような形になるのですが、地域移行がどういう枠組みになるのかは分からないのですが、国の考えとしては地域移行をして、外部の指導者を入れたときには、もしかすると指導者の報酬についても、部費等の保護者負担の上乗せになるという可能性については聞いております。
あとは市としてどのように制度設計をしていくのか、また、交通費についても今年度は平日と休日ということで分けて考えてやっていきますけれども、そのあたりについてもどのような形で助成が出来るのかというのは、国の制度を見ながら研究をしていきたいと考えております。

小澤委員 分かりました。

教育長 国は基本的に部活動にかかる経費は個人負担という考え方を崩していませんので、そういう意味から言うと、かかる経費については保護者負担になるということなのですが、当市の場合には場所代や指導者にかかる経費は、市で負担するので、その他の必要な経費分は御

負担いただく形になると思います。

実際に今も用具代は個人負担になっていますので、そういった意味では差が出ないと思います。

ただ、今まで平日の部活動で急いで行かせる場合には交通費がどうしてもかかりますので、その分は市で負担するというのが今回の付いた予算ですので、部活動の種類でそんなに負担の違いが出るということにはならないと思います。

小澤委員 むしろ国に要望したいことなんですが、学校が中心となっていた部活動を新たな形で地域に移すという時の予算措置をその中でやってもらうことが、子どもの文化面とか運動面の学びを進めていくことになるだろうと、それが今まで以上に各家庭の負担が多くなると、そこに家庭事情等が影響してくるでしょうから、そういう面では国がそういう措置を検討してもらいたいと思います。

教育長 そうですね、その点は我々も要望していくということになります。
当然今まで以上に地方の負担になってきますから、例えば今回予算を付けていただいたタクシー代ですとか色々な経費についても、積極的に措置をしていただきたいということは道議会でも議論されていましたが、国に対して要望をしていくというような状況になっています。

小澤委員 分かりました。

教育長 その他、よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「議案第5号 小樽市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則案」及び「議案第6号 小樽市教育委員会職員の任免等の発令に関する訓令及び小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令案」の説明をお願いします。

議案第5号 小樽市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則案

議案第6号 小樽市教育委員会職員の任免等の発令に関する訓令及び小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令案

教育総務課長 「議案第5号 小樽市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則案」と「議案第6号 小樽市教育委員会職員の任免等の発令に関する訓令及び小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令案」を一括で御説明させていただきます。

議案第5号の資料の3ページ目を御覧ください。

全国的な公務員制度改革の中で、令和5年4月から定年延長が行われます。

65歳までの雇用については定年延長が基本となりますが、令和5年度の定年は61歳であり、定年延長が65歳に到達するのは令和13年度以降となりますので、この間、65歳までの暫定再任用制度を補充的に運用していくことになっております。

これらの制度変更に伴い、現在の再任用制度が廃止されることとなりますので、再任用制度に関する条文や再任用制度を法律上規定している地方公務員法第28条の5、第28条の6の規定を引用している規則、訓令を改正するものです。

具体的には前のページお戻りいただき、新旧対照表を御覧ください。

教育委員会職員職名規則については、地方公務員法の再任用に関する条文を引用しておりますので、削除しております。

次に、議案第6号の資料の3ページ目の新旧対照表を御覧ください。

第2条と第3条について再任用の項目を削除しております。

別表においては、役職定年に伴う発令形式の追加、再任用の発令形式の削除を行っております。

また、次のページの職員の勤務時間等に関する訓令については、第1条で先ほどと同じような任用条文を削除しており、第5条の再任用短時間勤務職員についての規定を削除し、条ずれ等所要の改正を行っております。

説明は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 定年延長制度の実施に伴って、これまで再任用をしていた方の取り扱いが段階的に、何歳までという風が変わっていきますので、今後再任用する期間が3年だったり2年だったりそのような暫定的な形になりますので、制度自体をそれに合わせて整理するというところでございます。

よろしいでしょうか。

小澤委員 校長や教頭は、今までは同じ役職での再任用というのは無かったと思いますが、定年延長ということになると、例えば校長は61歳まで校長として勤務するということになりますか。

教育長 なりません。

小澤委員 定年延長にはなっても60歳になると役職は無くなるということですか。

教育長 そうです、原則ですが。

小澤委員　　そうすると、61歳まで勤務したいとなると、今までと同じように教員として再任用されるということですか。

教育長　　今度からは再任用ではなく、定年延長ということになりますので、退職手当を貰わずに61歳まで働くということになります。

小澤委員　　定年延長になると、今まで校長や教頭だった方は、61歳以降はその役職ではなくて教員としての発令になるということですか。

教育長　　そうです、降任願いを出さずに自動的に降任の取り扱いになります。

小澤委員　　ということは、小学校1年生の学級担任を持ったりするようなこともあるということですね。
元気のある方であれば良いのですが。

教育長　　人によっては60歳で辞められる方もいらっしゃるかもしれません。
それは今でも同じで、再任用の方も担任を持ったりすることもあるので、基本的には変わりません。
学校によっては今までの経験を踏まえて、学校での分掌を少し考えるということはあるかもしれません。
例えば特別支援教育について、今まで校長や教頭として指導してきた部分を考えて、フリーという形で活躍していただくということもあるでしょうし、中には担任ではなくT2として入って、子どもたちに指導していくという場合もあるかもしれません。
もちろん校長の裁量に属することではありますけれども。
身分的には一般教員という形になると思います。
道立学校などではよくあるのですが、教頭が足りないとか事務長が足りないという場合には、遠方の学校に行ける人はその身分で行ってくださいという場合はあり得るかもしれません。
ただ、国は法で原則戻すことにしているので、なかなか難しいこともあるかもしれません。

小澤委員　　分かりました。

教育長　　他にございませんか。

各委員　　(なし)

教育長　　それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、その他の報告で、「寄附採納について」の説明をお願いします。

その他 寄附採納について

教育総務課長 寄附が6件ありましたので、御報告いたします。

1件目は、野戸まち子様から、児童用図書100冊、版画1枚、絵画1枚を山の手小学校に御寄附いただきました。

お子様が統合前の最上小、入船小に通っていたこともあり、今回の御寄附にいたりしました。

2件目は、寺島雅志様から、絵画6点を潮見台中学校に御寄附いただきました。

寺島様は潮見台中学校の卒業生であり、現在の教員に知人がいることから、今回の御寄附にいたりしました。

3件目は、志和裕様から、小樽市交通災害遺児奨学資金基金に2月と3月に2回、計2万円を御寄附いただきました。

志和様からは平成12年から御寄附をいただいております、1月に引き続き今回で33回目、総額は38万円となります。

4件目は、匿名の方から、青少年の体力向上のために役立ててほしいと、市営プール建設資金基金に100万円を御寄附いただきました。

なお、この匿名の方からは令和元年度、昨年度にも100万円の御寄附をいただいております。

5件目は、小樽ユネスコ協会様から市立小樽図書館の図書拡充のため、新刊図書13冊を御寄附いただきました。

小樽ユネスコ協会様からの御寄附は、昭和49年から毎年続いており、今回で寄附の累計冊数は1,892冊となっております。

6件目は忍路蘭島町会様から、合唱台一式を忍路中学校に御寄附いただきました。

この合唱台は寄附者の方に作成していただいております。

報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

今回はいつも御寄附をいただいている方からの他、各学校に御寄附をいただいたケースが多く見受けられます。

大切にに使わせていただきたいと思います。

それでは、本件を終了させていただきます。

以上で、教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育長

署名委員

調製職員（教育総務課総務係長）